

「eダイレクト預金取引規定」新旧対照表

(改定した主な条項のみ表示しており、下線部分が改定箇所です。)

旧	新
<p>第4条（口座の開設等）</p> <p>1. 本預金口座は、ウェブサイトからの申込み登録とともに、「口座開設申込書兼印鑑届」と犯収法の定めるところにより、本人確認書類を当社宛ご送付いただき、当社での必要な確認等を行った上で、開設を行います。</p>	<p>第4条（口座の開設等）</p> <p>1. 本預金口座は、ウェブサイトからの申込み登録とともに、「<u>口座開設申込書</u>」と犯収法の定めるところにより、本人確認書類を当社宛提出いただき、当社での必要な確認等を行った上で、開設を行います。<u>提出の方法は、郵送または当社所定の方法でウェブサイトから送信する方法によるものとします。</u></p>
<p>第15条（保険事故発生時におけるお客さまからの相殺）</p> <p>1. （省略）</p> <p>2. 前項により相殺する場合には、次の各号で定める手続によるものとします。</p> <p>(1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、届出印を押印した相殺通知書面を当社に提出してください。（以下略）</p>	<p>第15条（保険事故発生時におけるお客さまからの相殺）</p> <p>1. （省略）</p> <p>2. 前項により相殺する場合には、次の各号で定める手続によるものとします。</p> <p>(1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、<u>相殺通知書面</u>を当社に提出してください。（以下略）</p>
<p>第23条（危険負担、免責条項等）</p> <p>1. ～5.（省略）</p> <p>6. 諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p>	<p>第23条（危険負担、免責条項等）</p> <p>1. ～5.（省略）</p> <p>6. 諸届その他の書類につき偽造、変造その他の事故があっても、<u>以下の場合においては</u>そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>(1) 諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と当社が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合。</p> <p>(2) 諸届その他の書類について、<u>当社が相当の注意をもって本人確認手続を行ったうえで本人が作成したものに相違ないものと認めて取り扱った場合。</u></p>

「優遇金利付き普通預金クレディセゾン・オリックス銀行バンキングサービス規定」新旧対照表

(改定した主な条項のみ表示しており、下線部分が改定箇所です。)

旧	新
<p>第30条（危険負担、免責条項等）</p> <p>1. ～5.（省略）</p> <p>6. 諸届その他の書類の印影をお客さまの届出の印鑑に相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り引きしたときは、それらの書類につき、偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害はお客さまの負担とし、当社に何らの請求をしません。</p>	<p>第30条（危険負担、免責条項等）</p> <p>1. ～5.（省略）</p> <p>6. 諸届その他の書類につき偽造、変造その他の事故があっても、<u>以下の場合においては</u>、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>(1) 諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と当社が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合。</p> <p>(2) 諸届その他の書類について、<u>当社が相当の注意をもって本人確認手続を行ったうえで本人が作成したものに相違ないものと認めて取り扱った場合。</u></p>

「投資信託取引規定(個人用)」新旧対照表

(改定した主な条項のみ表示しており、下線部分が改定箇所です。)

旧	新
投資信託受益権振替決済口座管理規定(個人用)	投資信託受益権振替決済口座管理規定(個人用)
<p>第3条(振替決済口座の開設)</p> <p>1. 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客さまから当社所定の申込書によりお申込みいただきます。その際、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の規定に従い取引時確認を行わせていただくことがあります。 (以下省略)</p> <p>第5条(当社への届出事項)</p> <p>投資信託総合取引のお申込みに係る当社所定の書面に記載された住所および氏名等をもって、お届出の住所、氏名等とします。</p> <p>特定口座取引規定</p> <p>第2条(取引の条件)</p> <p>1. お客さまは、特定口座の開設を申し込むにあたって、当社に対し、措置法第37条の11の3第1項に定める「特定口座開設届出書」を提出するものとします。その際に、当社は、法令に定める確認書類にて届出事項の確認を行います。</p> <p>2. ～3. (省略)</p> <p>4. お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、特定口座の開設の申込時に、当社に対し、源泉徴収の実施を選択したうえで措置法第37条の11の4第1項に定める「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出するものとします。また、当社は、お客さまが当該「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出した年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡について、お客さまより源泉徴収を希望しない旨の申し出がない限り、「特定口座源泉徴収選択届出書」の提出があったものとみなします。</p> <p>5. お客さまが当社に対して措置法第37条の11の6第2項に定める「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定(上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定)において受領している場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客さまは、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申し出を行うことはできません。</p> <p>第4条(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲等)</p> <p>当社は、お客さまの特定保管勘定においては、次の各号に定める上場株式等(ただし、当社で取り扱うものに限ります。)のみを受け入れます。</p> <p>(1) 第2条第1項に定める特定口座開設届出書の提出後に、お客さまが当社による購入注</p>	<p>第3条(振替決済口座の開設)</p> <p>1. 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客さまから当社所定の<u>手続き</u>によりお申込みいただきます。その際、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の規定に従い取引時確認を行わせていただくことがあります。 (以下省略)</p> <p>第5条(当社への届出事項)</p> <p>投資信託総合取引のお申込みに係る当社所定の<u>手続き</u>によって<u>届け出</u>された住所および氏名等をもって、お届出の住所、氏名等とします。</p> <p>特定口座取引規定</p> <p>第2条(取引の条件)</p> <p>1. お客さまは、特定口座の開設を申し込むにあたって、当社に対し、措置法第37条の11の3第1項に定める「特定口座開設届出書」を<u>当社所定の方法</u>により<u>届け出</u>るものとします。その際に、当社は、法令に定める確認書類にて届出事項の確認を行います。</p> <p>2. ～3. (省略)</p> <p>4. お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、特定口座の開設の申込時に、当社に対し、源泉徴収の実施を選択したうえで措置法第37条の11の4第1項に定める「特定口座源泉徴収選択届出書」を<u>当社所定の方法</u>により<u>届け出</u>るものとします。また、当社は、お客さまが当該「特定口座源泉徴収選択届出書」を<u>届け出</u>した年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡について、お客さまより源泉徴収を希望しない旨の申し出がない限り、「特定口座源泉徴収選択届出書」の<u>届け出</u>があったものとみなします。</p> <p>5. お客さまが当社に対して措置法第37条の11の6第2項に定める「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を届け出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定(上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定)において受領している場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客さまは、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申し出を行うことはできません。</p> <p>第4条(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲等)</p> <p>当社は、お客さまの特定保管勘定においては、次の各号に定める上場株式等(ただし、当社で取り扱うものに限ります。)のみを受け入れます。</p> <p>(1) 第2条第1項に定める特定口座開設届出書の<u>届け出</u>後に、お客さまが当社による購入注</p>

<p>文の取次ぎにより取得をした上場株式等であって、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。</p> <p>(2) ～(3) (省略)</p> <p>第5条 (源泉徴収) 当社は、お客さまから第2条第4項の定めに従い「特定口座源泉徴収選択届出書」の提出を受けたときは、措置法第37条の11の3、第37条の11の4その他関係法令の規定に基づき、譲渡損益の計算、源泉徴収・還付を行います。</p> <p>第7条 (「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」等の提出) 1. お客さまが措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して措置法第37条の11の6第2項および同法施行令(以下、「施行令」といいます。)第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出することとします。 2. お客さまが前項の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して措置法第37条の11の6第3項および施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出することとします。</p> <p>第13条 (届出事項の変更) 「特定口座開設届出書」の提出後に、届出事項に変更があった場合、速やかにその旨を記載した「特定口座異動届出書」を当社所定の方法により届け出てください。なお、その変更がお客さま氏名、住所、個人番号に係るものであるときは、当社は法令に定める確認書類にて確認します。</p>	<p>文の取次ぎにより取得をした上場株式等であって、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。</p> <p>(2) ～(3) (省略)</p> <p>第5条 (源泉徴収) 当社は、お客さまから第2条第4項の定めに従い「特定口座源泉徴収選択届出書」の<u>届け出</u>を受けたときは、措置法第37条の11の3、第37条の11の4その他関係法令の規定に基づき、譲渡損益の計算、源泉徴収・還付を行います。</p> <p>第7条 (「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」等の<u>届け出</u>) 1. お客さまが措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して措置法第37条の11の6第2項および同法施行令(以下、「施行令」といいます。)第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を<u>当社所定の方法により届け出ることとします</u>。 2. お客さまが前項の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して措置法第37条の11の6第3項および施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を<u>当社所定の方法により届け出ることとします</u>。</p> <p>第13条 (届出事項の変更) 「特定口座開設届出書」の<u>届け出</u>後に、届出事項に変更があった場合、速やかにその旨を記載した「特定口座異動届出書」を当社所定の方法により届け出てください。なお、その変更がお客さま氏名、住所、個人番号に係るものであるときは、当社は法令に定める確認書類にて確認します。</p>
---	---